



## シンポジウム

# 秘密保全法で「守られる秘密」と 守られない私たちの自由

いま、秘密保全法案が国会に提出されようとしています。

秘密保全法案は、国の安全、外交、公共安全及び秩序の維持に関する情報を「特別秘密（特定秘密）」として、それを漏洩する行為や取得しようとする行為を刑罰をもって規制しようとするものです。

しかし、「特別秘密（特定秘密）」の範囲はきわめて不明確であり、また、規制の対象となる行為も非常に広汎なものが想定されています。

また、「特別秘密（特定秘密）」を取り扱う人たちのプライバシー情報はもちろん、その家族や友人等のプライバシー情報も国や自治体が管理することが予定されています（適性評価制度）。

このような法案が成立したとき、私たちの知る権利やプライバシー権は守られるのでしょうか。

「平成の治安維持法」とも呼ばれる秘密保全法とはどのようなものか、その問題点を考えます。

日時

2013年 **9月14日(土)**  
13:30~16:30

場所

仙台弁護士会館4階

プログラム

- ①講演「日本に国家秘密はあるか？ 秘密保全法案の内容と問題点」  
講師 清水 勉氏（弁護士・日弁連秘密保全法制対策本部事務局長）
- ②講演「秘密保全法 立法過程情報公開からみえてくるもの」  
講師 内田 隆氏（NPO法人情報公開市民センター事務局）
- ③パネルディスカッション  
清水 勉氏  
内田 隆氏  
早川俊哉氏（河北新報論説委員）

【予約不要・参加無料】

主催：仙台弁護士会  
共催：日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会  
お問い合わせ：仙台弁護士会  
(仙台市青葉区一番町2-9-18 TEL 022-223-1001)

